平成２５年（フ）第９号
福島県二本松市渋川字大森越121番地２　市営住宅大森団地２―18、従前の住所福島県二本松市松岡129番地３　Ｂｅ－ＢＯＸ－ＫＡＹＯ101号
破産者　菅野　武良
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４２号
福島県田村郡小野町大字皮籠石字鶴庭217番地
破産者　秋田　勇徳
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第８０６号
横浜市港北区高田東１丁目43番19―103号、破産手続開始決定時の住所横浜市港北区新吉田町5785番地
破産者　東宝製作所こと　宝達　喜作
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０号
新潟県上越市五智新町９－７、住民票上の住所新潟県上越市木田２丁目３番15号　スノーチャイルドＣ棟205号
破産者　片桐　恵子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４４８号
石川県野々市市野代３丁目95番地　パレーシャル憩Ｂ05号室、従前の住所金沢市押野２丁目219番地２
破産者　西川　孝昭
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３３４号
静岡県焼津市高新田380番地の５
破産者　金丸　和彦
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８号
兵庫県南あわじ市倭文土井12番地
破産者　川崎　昭二
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４２０号
広島市佐伯区五月が丘４丁目18番１号
破産者　田本　辰男
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４号
愛媛県今治市波方町波方甲2217番地
破産者　眞鍋　　隆
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１４０号
福岡県飯塚市椿413番地75
破産者　竹上　修二
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１４２号
福岡県飯塚市椿413番地75
破産者　竹上　玲子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第８９号
沖縄県うるま市字仲嶺489番地
破産者　喜屋武清正
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６３０号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番27―404号
破産者　小島　伸元
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９１６号
さいたま市西区大字宝来1583番地３　ハピネス指扇壱番館203号室
破産者　金沢　　勲
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４号
金沢市扇町２番９号
破産者　薬師　和久
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７９２号
名古屋市北区成願寺１丁目１番15号
破産者　山﨑　英二
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４９号
名古屋市名東区貴船３丁目403番地の２、従前の住所名古屋市名東区高針４丁目411番地の２
破産者　小林雄一郎
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７４号
愛知県常滑市大谷字奥條145番地
破産者　盛田　勇二
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部